

山建産連発第43号
令和8年2月17日

(一社) 山梨県建設産業団体連合会
各団体の長 殿

(一社) 山梨県建設産業団体連合会
会長 浅野正一
(公印省略)

建設業法令遵守ガイドラインの改正について

標記の件について、山梨県県土整備部長より通知がありました。

今般、建設企業が遵守すべき元請負人と下請負人の取引のルールとして「建設業法令遵守ガイドライン－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」（平成19年6月策定。以下「ガイドライン」という。）を別添の通り改訂したとの事です。

つきましては、下記の国土交通省HP及び別添資料をご確認いただき、貴団体傘下会員（組合員）宛にご周知のほどよろしくお願ひ致します。

記

【国土交通省 HP】

* 「建設業法令遵守ガイドライン（第12版）（令和8年1月最終改訂）」
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html

以上